

議案第三十七号

三朝町消防団条例の一部を改正する条例について

三朝町消防団条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十七年三月十日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十七年三月十七日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町消防団条例の一部を改正する条例

三朝町消防団条例（昭和二十八年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条 団長、副団長並びに分団長、副分団長及び団員の定数は次のとおりとする。

一 団長 一名

二 副団長 五名

三 団員（分団長、副分団長各一名を含む）

第一分団 五三名 第二分団 四三名 第三分団 五八名

第四分団 一三七名 第五分団 八三名

第十三条中 「四百五十円以内」とあるを「五百円以内」に改める。

附 則

この条例は昭和三十七年四月一日から施行する。